

第2章. 清掃・リサイクル事業の現状

第1節. 人口及び世帯の状況

1. 人口及び世帯の推移

区の人口は、令和4（2022）年4月1日現在、人口215,361人、世帯数117,396世帯です。人口推移を見ると、人口、世帯数とも増加傾向にありましたが、令和3（2021）年と令和4（2022）年は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から在宅勤務やテレワーク等生活様式の変化等により転出者が増え、人口、世帯数ともに僅かに減少しました。

また、1世帯当たり人口に関しては、年々減少傾向にあり、令和4（2022）年度は1.83人/世帯となっています。

表2-1 人口及び世帯数の推移

		(単位:人)										
		H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
		年度	年度	年度	年度	年度						
人口	(人)	205,947	206,749	207,652	209,449	211,808	213,203	214,603	216,063	217,167	216,335	215,361
世帯数	(世帯)	96,905	106,082	107,341	109,102	111,451	113,027	114,555	116,261	117,333	117,437	117,396
1世帯当たり人口	(人/世帯)	2.13	1.95	1.93	1.92	1.90	1.89	1.87	1.86	1.85	1.84	1.83

出典:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

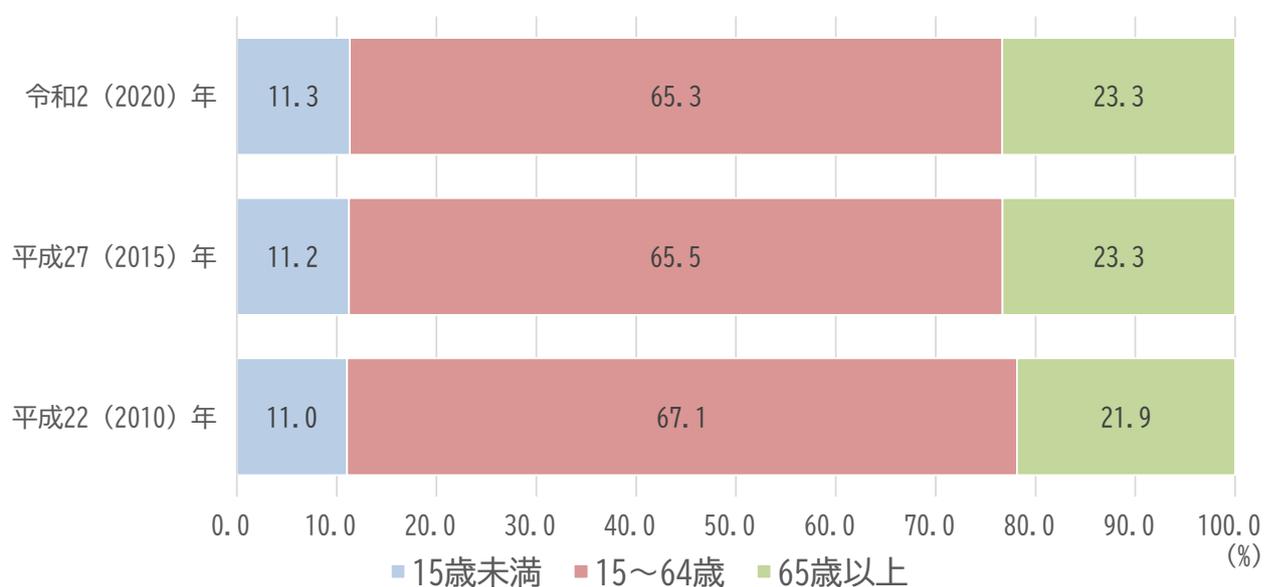
図2-1 人口の推移



2. 年齢3区分別人口割合の推移

人口に占める年齢別の割合をみると、令和2（2020）年の高齢者（65歳以上）は、23.3%となっており、平成22（2010）年の21.9%から1.4ポイント増加しています。

図2-2 年齢3区分別人口

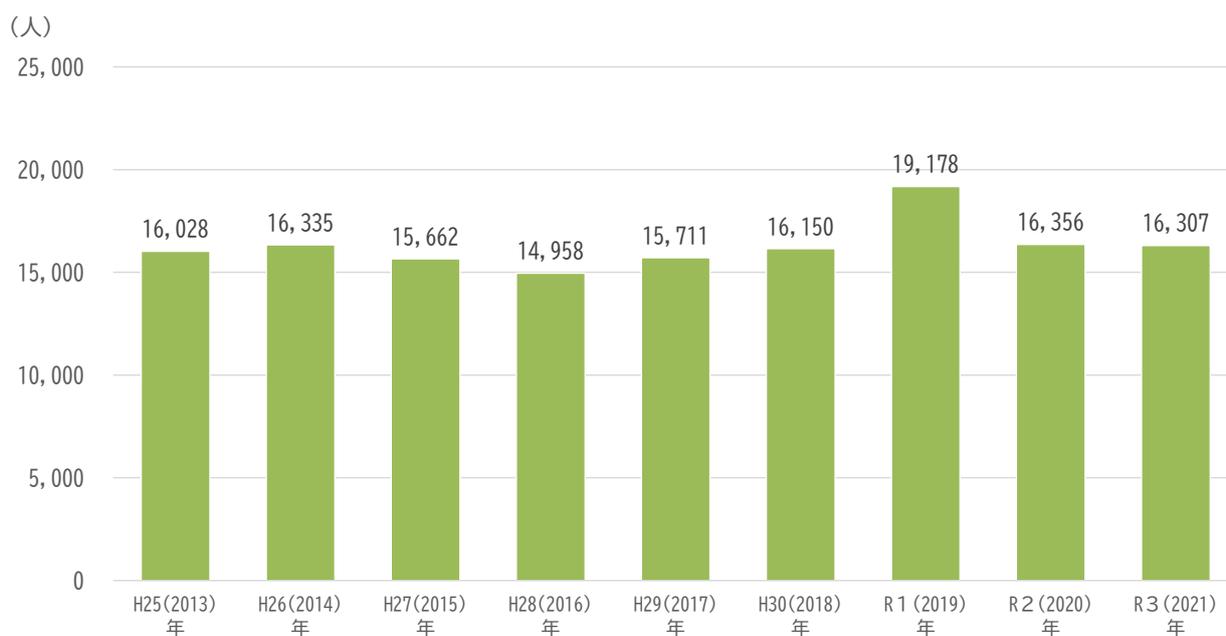


出典:国勢調査

3. 転入者の推移

転入者においては、毎年16,000人前後となっています。

図2-3 転入者の推移

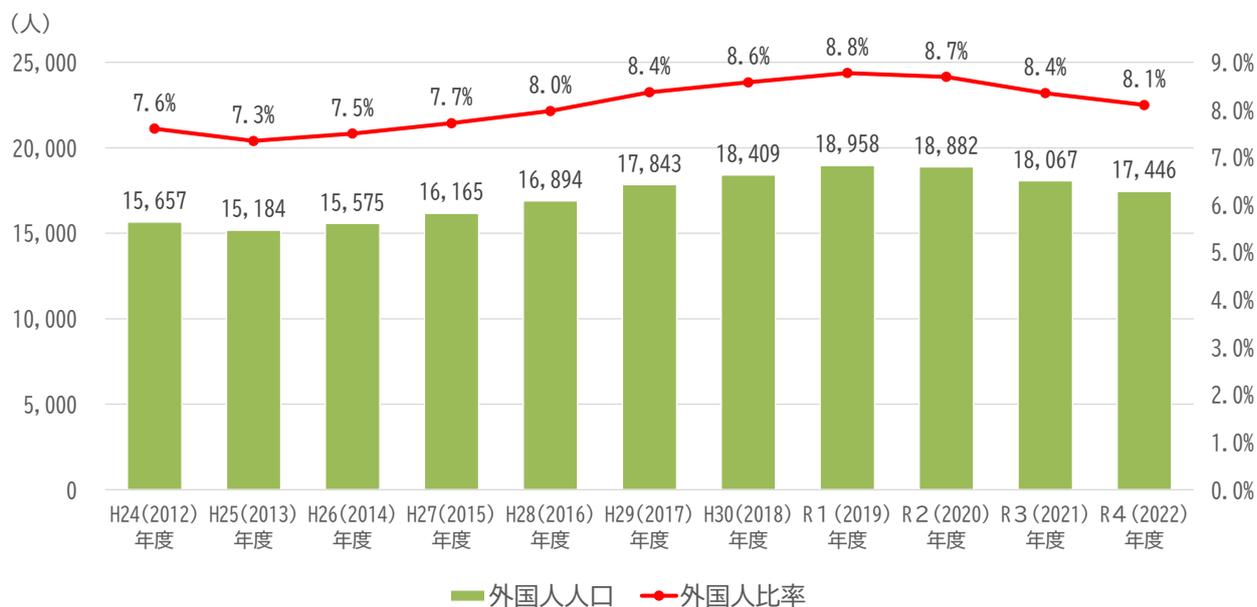


出典:住民基本台帳(各年1月～12月まで)

4. 外国人人口の推移

外国人人口については、年々増加傾向にありましたが、令和元（2019）年度の18,958人をピークに新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、減少傾向になり、令和4（2022）年4月1日現在で17,446人（外国人比率8.1%）となっています。

図2-4 外国人人口の推移

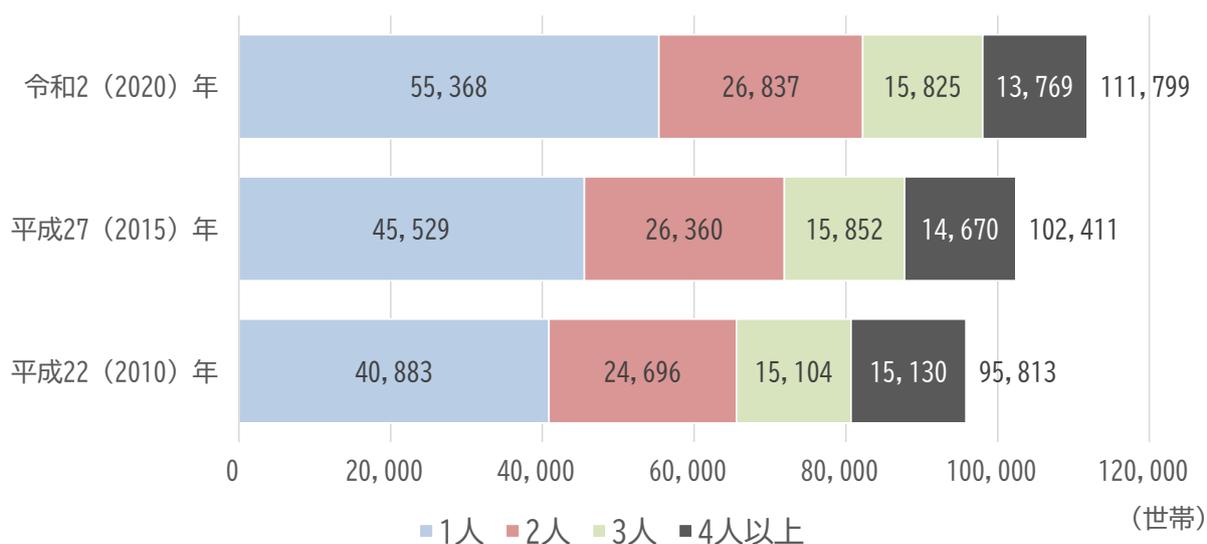


出典:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

5. 世帯の状況

単身世帯が年々増加傾向にあり、令和2（2020）年には55,368世帯となり、全世帯の約5割（49.5%）を占める状況となっています。

図2-5 家族人員別の世帯数

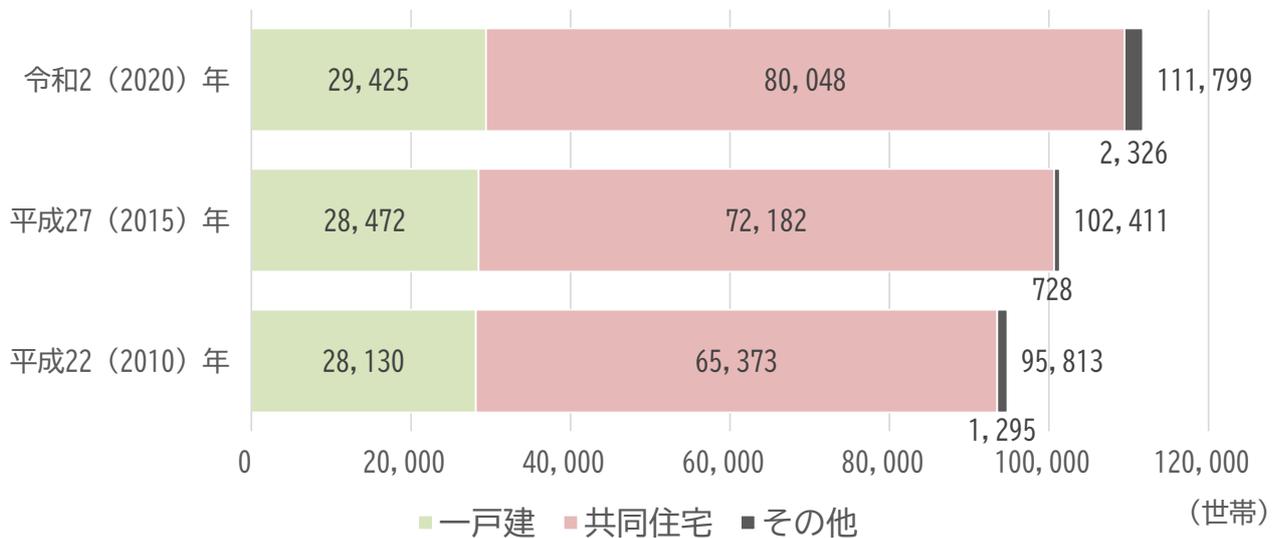


出典:国勢調査

6. 住宅形態の状況

年々共同住宅が増加しており、令和2（2020）年は8万世帯を超え、約72%となっています。

図2-6 住宅形態の推移

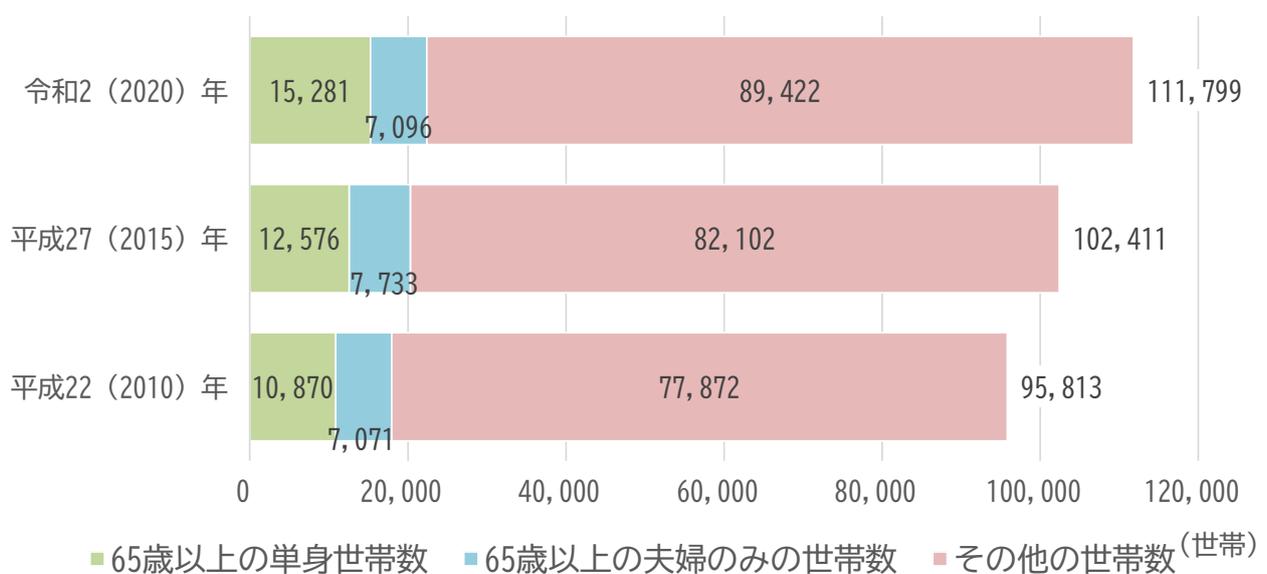


出典：(参考)国勢調査を使用

7. 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢単身世帯数とその増加率は増加傾向にあり、令和2（2020）年には15,281世帯となり、全世帯の約13.7%を占める状況となっています。一方、65歳以上の夫婦のみの高齢夫婦世帯数は大きな増減はなく、令和2（2020）年は7,096世帯で全体の6.3%となっています。

図2-7 65歳以上の単身世帯及び65歳以上の夫婦のみの世帯数



出典：国勢調査

第2節. 事業所数の推移

区では、事業所数の70%以上を小売業・サービス業等の第3次産業が占めています(図2-8)。また、事業所数全体では年々減少傾向にあり、令和3(2021)年は8,350事業所であり、平成21(2009)年から2,465事業所減少しています。平成28(2016)年の従業者規模別の事業所数は小規模事業所の割合が高く、従業者10人未満の事業所が81.5%と8割以上を占めています(図2-9)。

図2-8 事業所数の推移

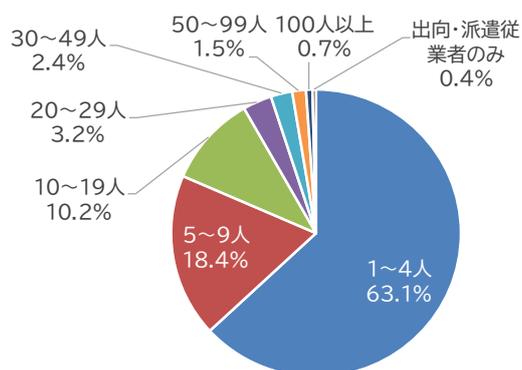
(単位:事業所数)

項目	H21(2009)	H24(2012)	H26(2014)	H28(2016)	R3(2021)
全業種(公務、事業内容等不詳を除く)	10,815	9,695	9,769	9,060	8,350
農林漁業	0	1	1	0	2
第1次産業	0	1	1	0	2
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	1
建設業	825	694	683	624	629
製造業	2,463	2,077	1,956	1,711	1,300
第2次産業	3,289	2,772	2,640	2,336	1,930
電気・ガス・熱供給・水道業	9	7	6	5	14
情報通信業	121	95	95	85	132
運輸業、郵便業	278	226	216	207	182
卸売業、小売業	2,750	2,454	2,420	2,241	1,986
金融業、保険業	104	92	84	83	77
不動産業、物品賃貸業	717	711	731	692	734
学術研究、専門・技術サービス業	316	295	299	291	370
宿泊業、飲食サービス業	1,316	1,191	1,242	1,154	919
生活関連サービス業、娯楽業	761	691	702	640	559
教育、学習支援業	175	170	191	193	259
医療、福祉	576	588	727	732	763
複合サービス事業	22	23	21	21	21
サービス業(他に分類されないもの)	381	379	394	380	402
第3次産業	7,526	6,922	7,128	6,724	6,418



出典: H24・28年経済センサスー活動調査、H21・26年経済センサス基礎調査、R3年経済センサスー活動調査速報

図2-9 従業者規模別の事業所数(平成28(2016)年)



出典: 経済センサスー活動調査

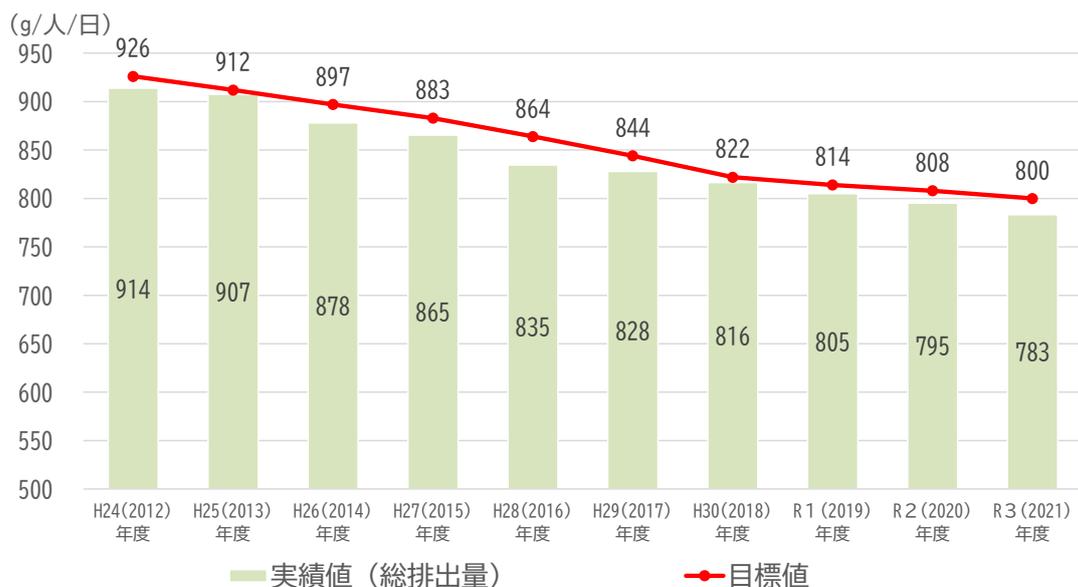
第3節. ごみ量・資源回収量の推移

1. 総排出量の推移

区民1人1日当たりの総排出量（総ごみ量＋資源回収量）は毎年度前計画の目標値を達成しており、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度の間、131g（14.3%）減少しています。

（15ページに総排出量、総ごみ量、資源回収量の説明をコラムとして掲載しています。）

図2-10 区民1人1日当たりの総排出量の推移



2. 総ごみ量の推移

総ごみ量については、年々減少傾向にあり、令和3（2021）年度には52,063tと平成24（2012）年度と比較して5,165t（9.0%）減少しています（図2-11）。また、区民1人1日当たりの総ごみ量についても減少傾向で推移しており、令和3（2021）年度には659gと平成24（2012）年度と比較して102g（13.4%）減少しています（図2-12）。

（15ページに総排出量等の説明をコラムとして掲載しています。）

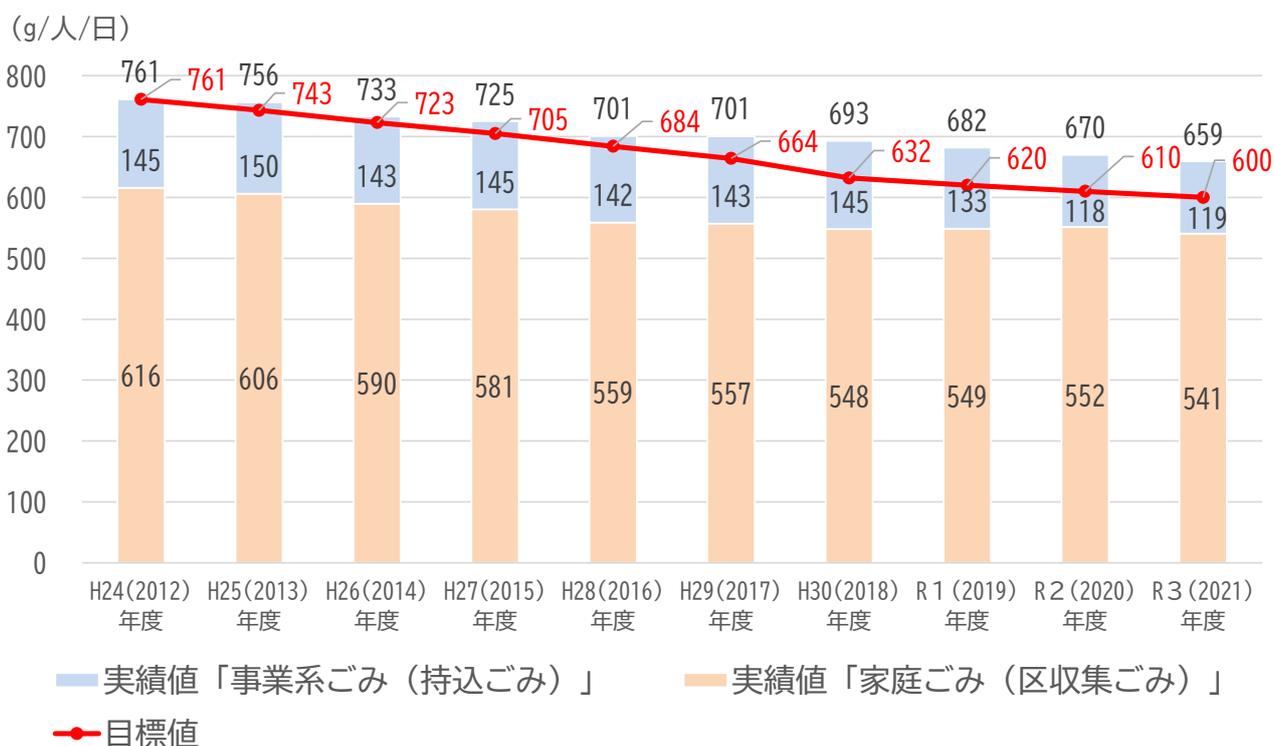
図 2-11 総ごみ量の推移



(単位:t/年)

区分	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
可燃ごみ	42,914	42,423	41,518	41,314	40,262	40,438	40,042	40,199	40,646	39,628
不燃ごみ	2,147	2,042	1,889	1,807	1,667	1,597	1,517	1,567	1,621	1,528
粗大ごみ	1,251	1,285	1,279	1,270	1,282	1,326	1,378	1,510	1,465	1,547
事業系ごみ(持込ごみ)	10,916	11,323	10,861	11,049	10,962	11,165	11,355	10,492	9,359	9,360
合計	57,228	57,073	55,547	55,440	54,173	54,526	54,292	53,767	53,091	52,063

図 2-12 区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量の推移

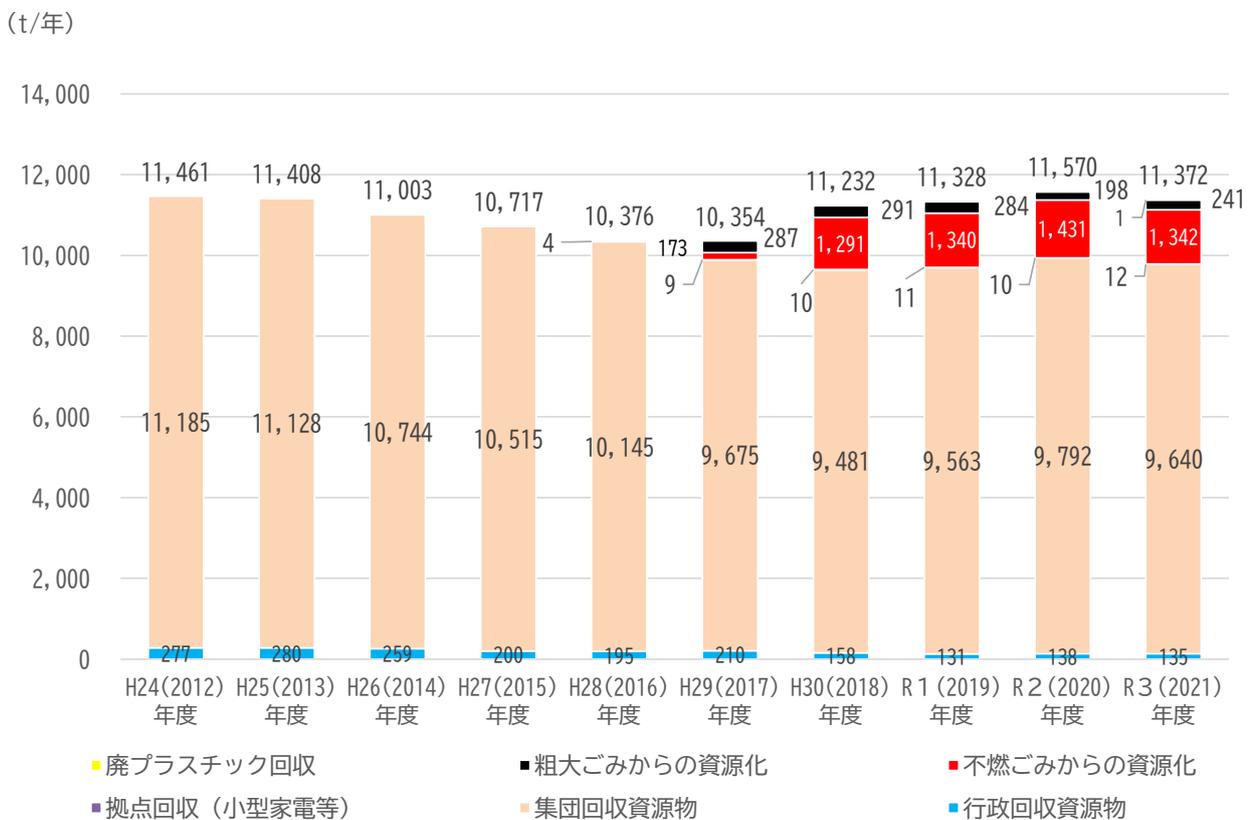


3. 資源回収量及びリサイクル率の推移

区では、平成 25 (2013) 年度から使用済み小型家電の拠点回収^{*}、平成 27 (2015) 年度からは不燃ごみに含まれるスプレー缶を資源として回収するピックアップ回収^{*}を開始し、新たに平成 29(2017) 年度からは不燃ごみ・粗大ごみの資源化を実施し、令和 3 (2021) 年度からは廃プラスチックのモデル回収事業を実施しています。資源回収量は、企業努力による製品の軽量化が進んだこと等の影響もあり、平成 29 (2017) 年度までは減少傾向で推移してきましたが、不燃ごみ・粗大ごみの資源化等の開始により平成 30 (2018) 年度以降は増加に転じ、リサイクル率も平成 30 (2018) 年度以降 17%を超えています (図 2-13・14・15)。

(15 ページに総排出量等の説明をコラムとして掲載しています。)

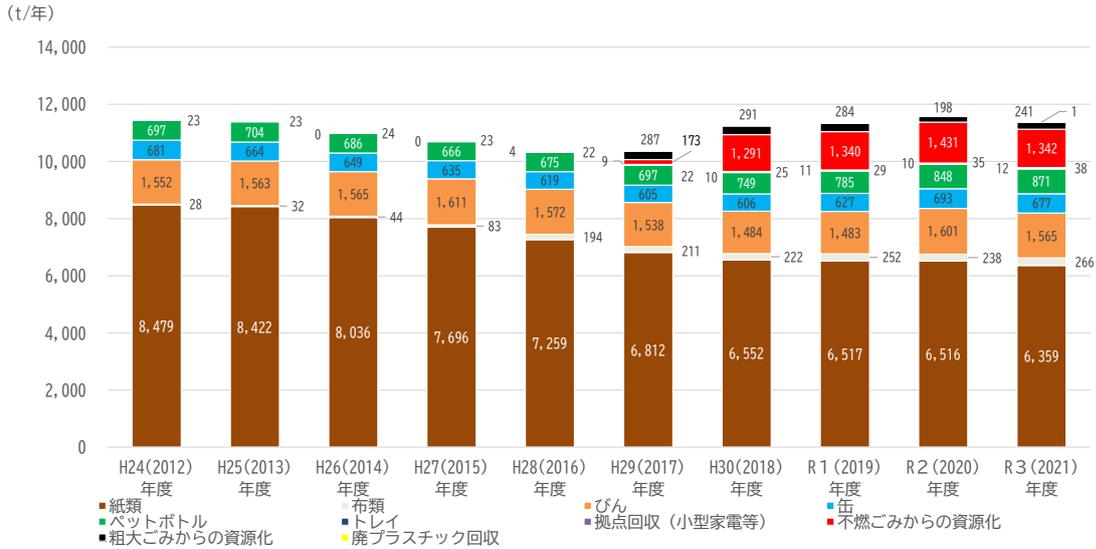
図 2-13 資源回収量の推移



(単位:t/年)

区分	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
行政回収資源物	277	280	259	200	195	210	158	131	138	135
集団回収資源物	11,185	11,128	10,744	10,515	10,145	9,675	9,481	9,563	9,792	9,640
拠点回収(小型家電等)	0	0	0	0	4	9	10	11	10	12
不燃ごみからの資源化	0	0	0	2	32	173	1,291	1,340	1,431	1,342
粗大ごみからの資源化	0	0	0	0	0	287	291	284	198	241
廃プラスチック回収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	11,461	11,408	11,003	10,717	10,376	10,354	11,232	11,328	11,570	11,372

図 2-14 資源の品目毎の回収量の推移



(単位:t/年)

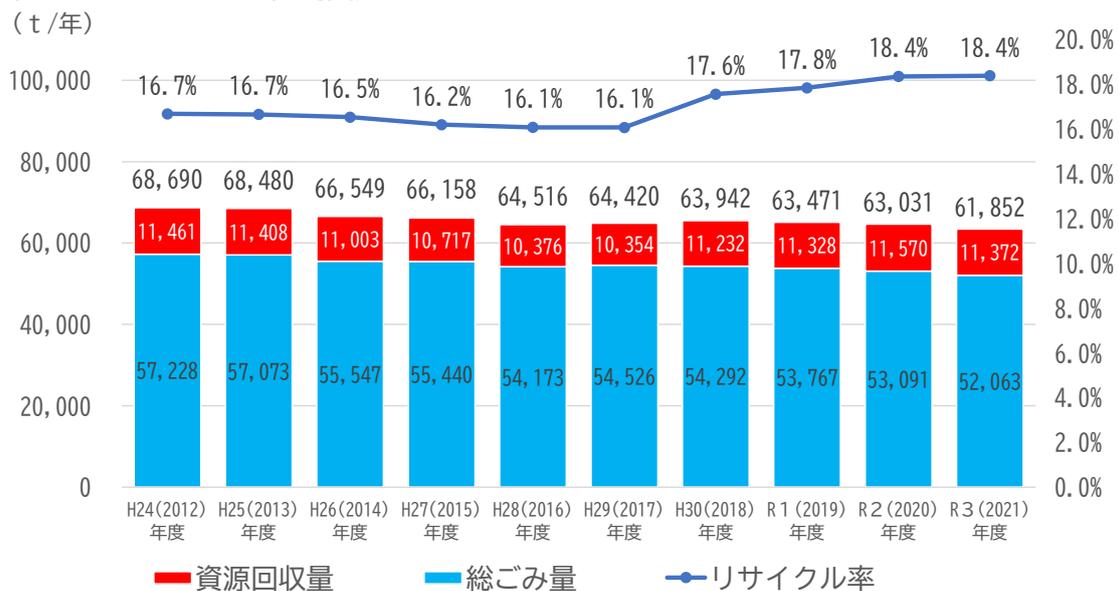
区分	H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
紙類	8,479	8,422	8,036	7,696	7,259	6,812	6,552	6,517	6,516	6,359
布類	28	32	44	83	194	211	222	252	238	266
びん	1,552	1,563	1,565	1,611	1,572	1,538	1,484	1,483	1,601	1,565
缶	681	664	649	635	619	605	606	627	693	677
ペットボトル	697	704	686	666	675	697	749	785	848	871
トレイ	23	23	24	23	22	22	25	29	35	38
拠点回収(小型家電等)	0	0	0	0	4	9	10	11	10	12
不燃ごみからの資源化	0	0	0	2	32	173	1,291	1,340	1,431	1,342
粗大ごみからの資源化	0	0	0	0	0	287	291	284	198	241
廃プラスチック回収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	11,461	11,408	11,003	10,717	10,376	10,354	11,232	11,328	11,570	11,372

表 2-2 不燃ごみ・粗大ごみ(金属系)資源化量の推移

(単位:t)

	~ H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
資源化量	0	2	32	460	1,583	1,623	1,630	1,583

図 2-15 リサイクル率の推移



リサイクル率 = 資源回収量 ÷ 総排出量(総ごみ量 + 資源回収量)

コラム

本計画における、ごみ・資源に関連する表記を下記に整理します。

家庭ごみ(区収集ごみ)*

区が収集する 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ について、本計画では「家庭ごみ(区収集ごみ)」として表現しています。

事業系ごみ(持込ごみ)*

事業者が自ら又は許可業者*に委託し清掃工場等に搬入するごみ等(持込ごみ*)を、本計画では「事業系ごみ(持込ごみ)」として表現しています。

総ごみ量とは

総ごみ量とは、区収集ごみ量、持込ごみ*量の合計です。(収集後の不燃・粗大ごみの資源化量も含まれます。)

資源回収量とは

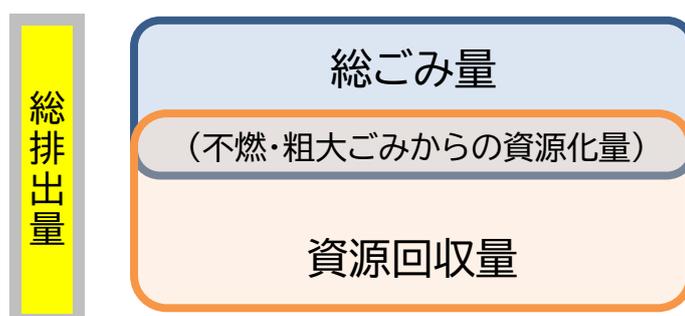
資源回収量とは、集団回収*資源物、行政回収資源物、拠点回収*、不燃・粗大ごみ等からの資源回収量の合計です。

総排出量とは

総排出量とは、総ごみ量と資源回収量の合計です。

$$\text{総排出量} = \text{総ごみ量} + \text{資源回収量} - (\text{不燃・粗大ごみからの資源化量*})$$

*不燃・粗大ごみからの資源化量は、総ごみ量と資源回収量の両方に含まれているため、総排出量を算出する際には差し引きする必要があります。



4. 清掃・リサイクル事業経費の推移

清掃・リサイクル事業に要する経費は、社会的状況による人件費の上昇、リサイクル回収品目の拡大等の理由により、緩やかな増加傾向で推移しています。(図 2-16・17 の経費には、荒川リサイクルセンター建設に係る整備費は含まれていません。)

図 2-16 清掃・リサイクル事業に要する経費の推移

(百万円/年)

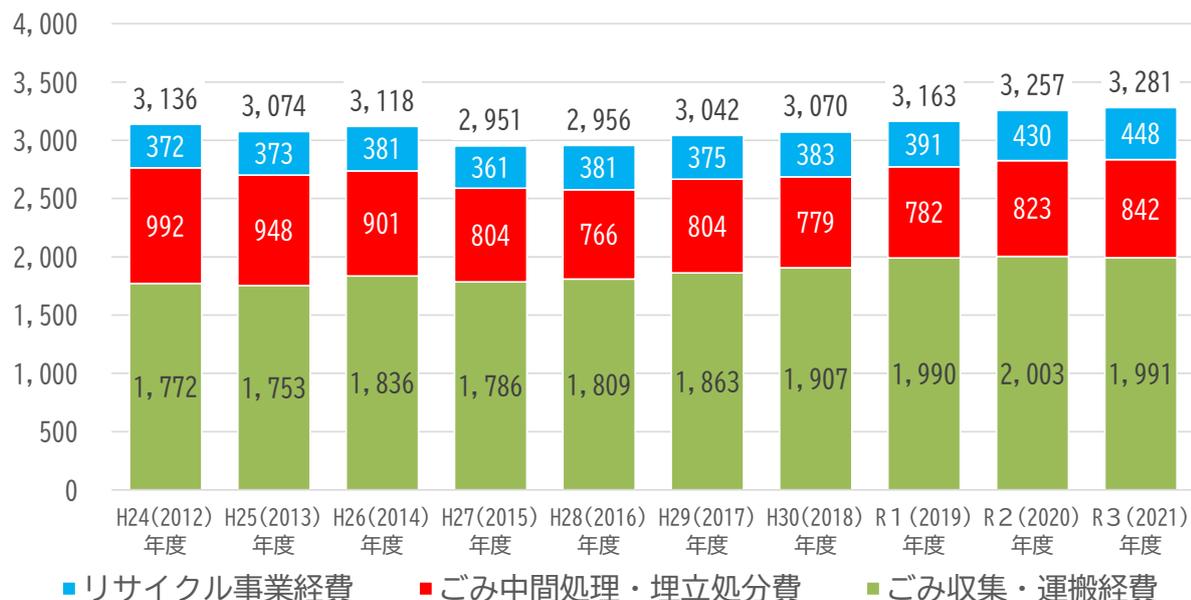
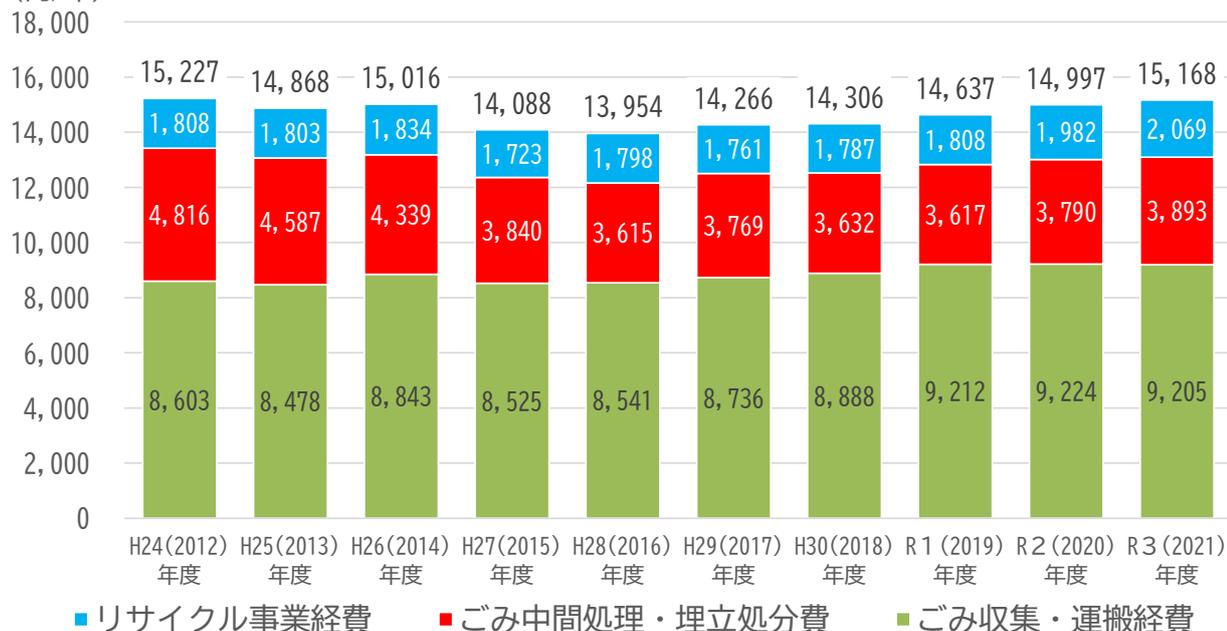


図 2-17 清掃・リサイクル事業に要する経費(区民 1 人年間当たり)の推移

(円/年)



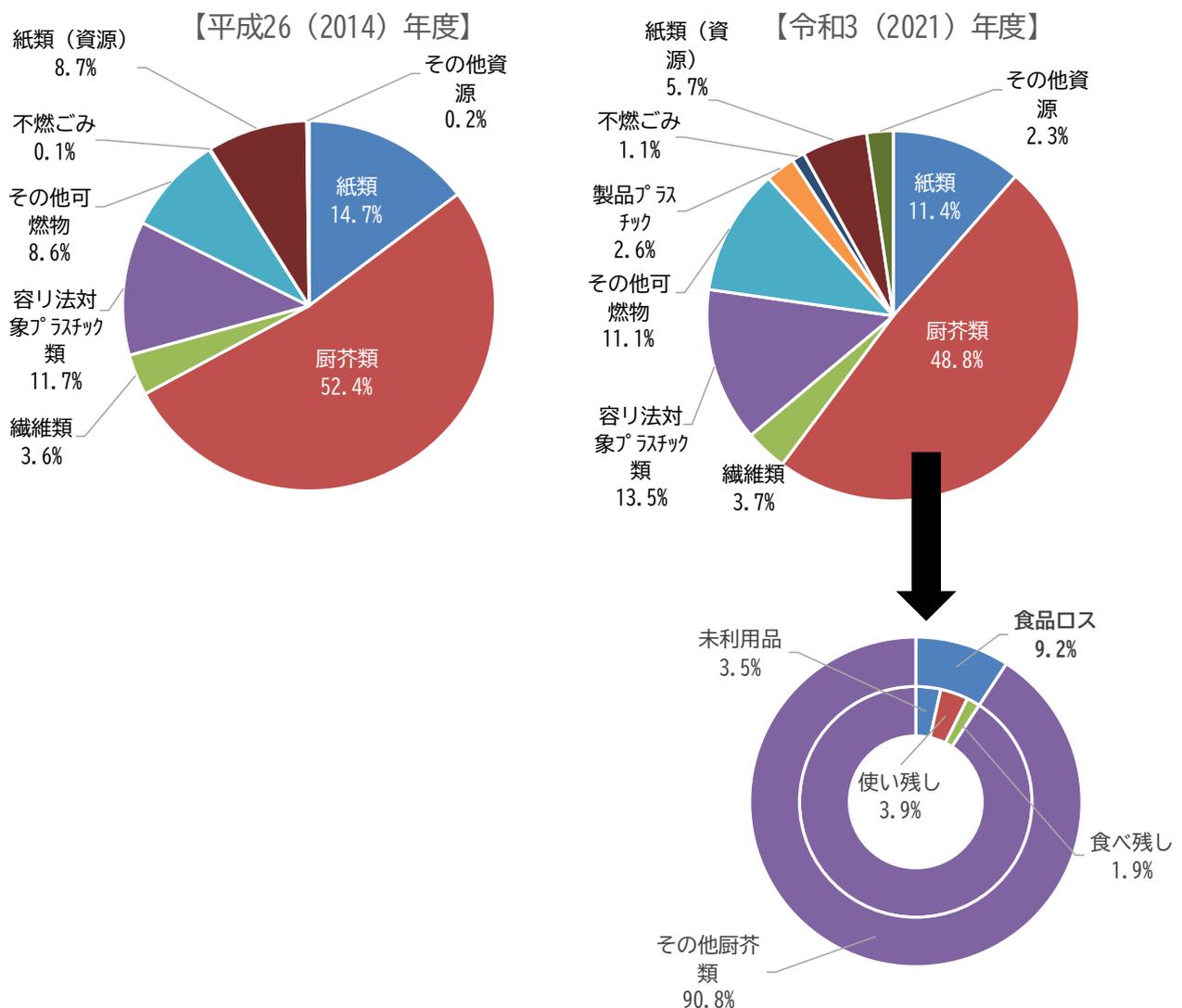
5. ごみの排出状況

(1) 家庭の可燃ごみの組成

家庭の可燃ごみの排出状況は、令和3年度に実施したごみ排出原単位等実態調査※によると、厨芥類（生ごみ）が48.8%と約半数を占め、資源として回収できる紙類が5.7%含まれていました。また、厨芥類（生ごみ）の中でも未利用品や食べ残し等といった食品ロス※が9.2%（厨芥類の中で）含まれていました。

平成26（2014）年度と比較すると、厨芥類や紙類の割合が減少していますが、不燃ごみの割合が増加しています。

図2-18 家庭可燃ごみの組成割合(平成26(2014)年度・令和3(2021)年度)

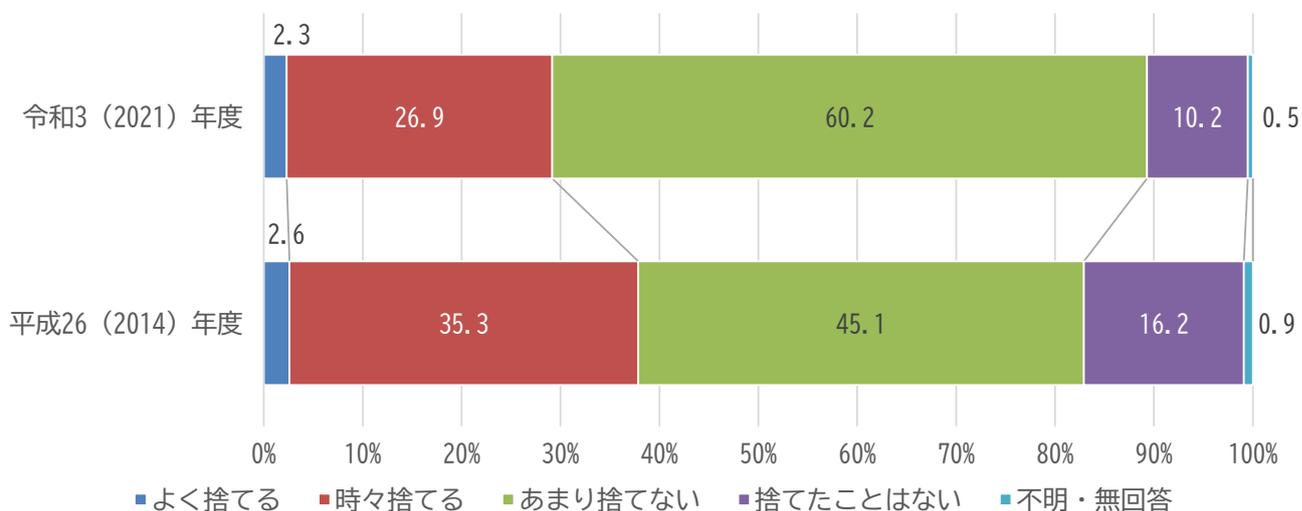


出典:ごみ排出原単位等実態調査※

(2) 生ごみの排出状況

令和 3 年度に実施したごみ排出原単位等実態調査※でのアンケート調査による生ごみの排出状況は、食品をごみとして排出している割合(よく捨てる+時々捨てる)が 29.2%となっており、平成 26(2014)年度の 37.9%からは大幅に減少しています。

図 2-19 食品をごみとして排出したことがある割合(平成 26(2014)年度・令和 3(2021)年度)



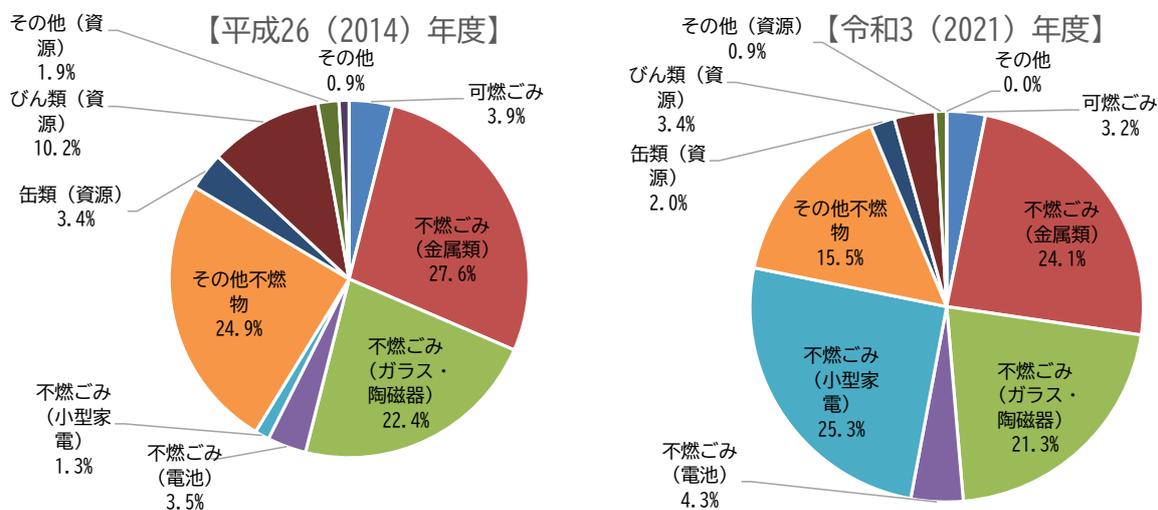
出典:ごみ排出原単位等実態調査※

(3) 家庭不燃ごみの組成

家庭の不燃ごみの排出状況は、小型家電 (25.3%)、金属類 (24.1%)、ガラス・陶磁器 (21.3%) の割合が高くなっています。

平成 26 (2014) 年度と比較すると、平成 25 年度から拠点回収※を開始した小型家電の割合が大きく増加しています。

図 2-20 家庭の不燃ごみの組成割合(平成 26(2014)年度・令和 3(2021)年度)



出典:ごみ排出原単位等実態調査※

(4) 世帯人員別の排出状況

1人1日当たりの排出量を家庭の世帯人員別にみると、世帯人員が少なくなるほど排出量は多くなっており、1人世帯では793.2gと5人以上の世帯（376.6g）と比較して416.6g多くなっています。

表2-2 家庭の世帯人員別の排出原単位

	単位:g/人・日					
	1人	2人	3人	4人	5人以上	全体
可燃ごみ	424.8	391.2	303.6	285.4	247.8	344.8
不燃ごみ	38.0	21.1	20.0	18.0	21.5	23.2
資源	330.3	148.6	151.3	113.4	107.2	167.5
合計	793.2	560.9	474.8	416.8	376.6	535.5

出典:ごみ排出原単位等実態調査※

(5) 住居形態別の排出状況

1人1日当たりの排出量を家庭の住居形態別にみると、集合住宅での排出量が最も多くなっており、単身世帯の多くが集合住宅に居住している影響だと考えられます。

表2-3 家庭の住居形態別の排出原単位

	単位:g/人・日			
	戸建住宅	集合住宅	店舗併用	全体
可燃ごみ	347.1	362.4	289.7	344.8
不燃ごみ	25.4	15.7	22.2	23.2
資源	159.3	179.9	204.9	167.5
合計	531.8	558.0	516.8	535.5

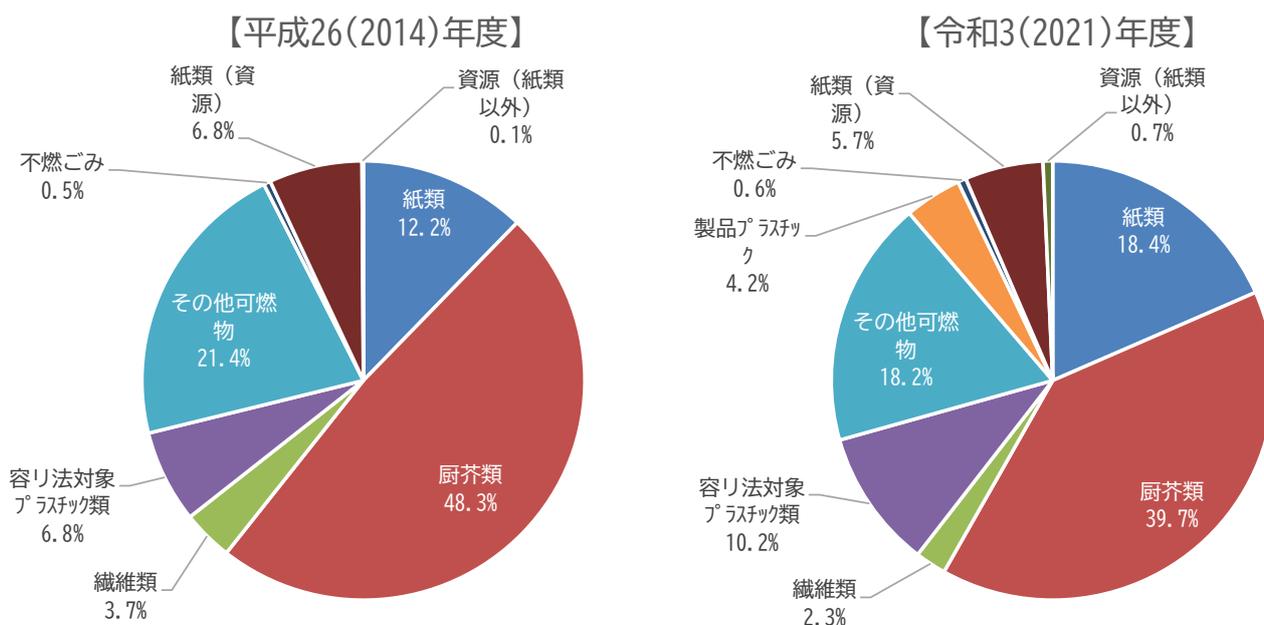
出典:ごみ排出原単位等実態調査※

(6) 事業系可燃ごみの組成

事業系可燃ごみの排出状況は、令和3年度に実施したごみ排出原単位等実態調査※によると、厨芥類（生ごみ）が39.7%を占め、資源として回収できる紙類が5.7%含まれていました。

平成26（2014）年度と比較すると、厨芥類の割合が減少していますが、紙類の割合が増加しています。

図2-21 事業系可燃ごみの組成割合(平成26(2014)年度・令和3(2021)年度)



出典:ごみ排出原単位等実態調査※

第4節. 前計画の実施結果

1. 前計画の概要

前計画の「荒川区一般廃棄物処理基本計画中間見直し（平成 29（2017）年度～令和 4（2022）年度）」では、地域にさらに深く根差した3R※「発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※、再資源化（リサイクル）※」活動を進めるために、環境区民※がそれぞれの立場で協力し、持続可能なさらに質の高い循環型社会※の構築を目指すため、下記の基本理念を掲げておりました。

環境区民※による質の高い循環型社会の構築

上記基本理念を実現させるため、下記の4つの基本方針を掲げ、施策や事業を展開してきました。

基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4
排出抑制の促進	リサイクルの推進	参画と協働体制の推進	適正排出の推進
ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）※の取り組みにより排出抑制に努める。	排出抑制を行ってもなお排出されるものについてコストや環境負荷に配慮し資源化を推進する。	区民・事業者への環境教育・環境学習や普及啓発を推進するとともに、啓発を地域で担う区民を養成する。	適正なごみの排出を推進するとともに、水銀が含まれる廃棄物の回収や、災害廃棄物処理計画を策定する。

2. 前計画の達成状況

(1) 数値目標の達成状況

前計画の目標値と実績の比較結果を以下の表に示しています。

総排出量に関しては、ごみ量の減少が毎年継続し、**目標を達成しています**。

総ごみ量に関しては、家庭ごみ（区収集ごみ）※、事業系ごみ（持込ごみ）※ともに減少していますが、目標達成には至っていません。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と思われる家庭ごみ（区収集ごみ）※の微増や、事業系ごみ（持込ごみ）※の減少が見られます。

資源回収量・リサイクル率に関しては、平成 30（2018）年度から開始した不燃ごみの全量資源化により、資源の回収量が増加してきていますが、量・率ともに目標は達成していません。

表 2-5 数値目標の達成状況

評価項目	単位	前計画目標値	実績		
		令和 4 (2022)年度	平成 22 (2010)年度 (基準)	平成 27 (2015)年度 (H22 年度比) ※中間見直し時基準年度	令和 3 (2021)年度 (H22 年度比)
総排出量	g/人・日	800g (▲65g)	960g	865g (▲95g)	783g (▲177g)
総ごみ量	g/人・日	600g (▲125g)	800g	725g (▲75g)	659g (▲141g)
資源回収量	g/人・日	200g (+60g)	160g	140g (▲20g)	144g (▲16g)
リサイクル率	%	25% (+8.8 ポイント)	16.4%	16.2% (▲0.2 ポイント)	18.4% (+2.0 ポイント)

注1:総排出量 = 総排出量(総ごみ量+資源回収量) ÷ 人口 ÷ 365(366)日

注2:リサイクル率(%) = (資源回収量)÷(総排出量)×100

注3:15 ページに総排出量、総ごみ量、資源回収量の説明をコラムとして掲載しています。

注4:小数点以下を四捨五入しているため、表記の合計が合わないことがあります。

(2) 個別施策の状況

個別施策の取り組み状況は巻末資料6に掲載しています。

3. 課題

環境区民[※]が様々な取り組みを実施してきましたが、数値目標に関しても総排出量以外は未達成であり、現状では以下の課題があげられます。

・家庭ごみ

家庭ごみ（区収集ごみ）[※]の量に関しては、年々減少傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2（2020）年度には増加しました。

また、地域の中で清掃活動等に尽力してくれている区民の取り組み等に引き続きスポットライトをあてる等、区民全体の意識を向上させる事業を充実していく必要があります。

・食品ロス[※]

ごみ排出原単位等実態調査[※]によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロス[※]が4.5%含まれています。食品ロス[※]については、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元（2019）年に策定された食品リサイクル法[※]に基づく基本方針等において、食品ロス[※]を令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度の半減とする目標が設定されています。また、令和元（2019）年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律[※]が施行され、食品ロス[※]が真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。区では、食品ロス[※]削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことに加え、飲食店へのマイ容器の持参や、ドギーバッグ[※]の検討等といった新たな事業展開の検討を進める必要があります。

・事業系ごみ

事業系ごみ（持込ごみ）[※]に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、排出量が減少傾向ですが、これが事業活動自粛等の影響によるものであった場合、活動が活発化すれば再び増加することも考えられます。また、事業系ごみの中には資源である紙類がまだ多く含まれており、区内事業所は10人未満の小規模事業所が8割以上を占めていることや、ごみ処理券を貼付していない事例もあることから、区内小規模事業所への排出抑制や分別、適正なごみ処理券の貼付等に向けた効果的な施策を検討していくことが求められます。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律[※]（プラ新法）に係る効果的な普及・啓発を行う必要があります。

・家庭ごみのリサイクル

区の資源回収量は、集団回収[※]・行政回収とも平成 29（2017）年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 30（2018）年度に不燃ごみ・粗大ごみの資源化実施により大幅に増加に転じ、その後減少しました。家庭ごみのリサイクルは、家庭の可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果（ごみ排出原単位等実態調査[※]）をみても、紙類、繊維類、小型家電等資源化できるものがまだ多く含まれており、更なる分別が必要です。あらかじめリサイクルセンター等を活用した区民等への啓発を進める必要があります。

また、集団回収[※]においては、組織の高齢化等による活動の担い手不足等の課題があり、関係部署との連携によって、若い世代や転入者が参加しやすい仕組みをつくる施策を進める必要があります。

小売店に対しても、容器包装類の店頭回収を通じた事業者責任について啓発を行うことが求められています。

・プラスチックごみ対策

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R[※]+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略[※]」が令和元（2019）年 5 月に策定されました。戦略では「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック[※]」それぞれに対するマイルストーン（目標）を定め、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化やバイオマスプラスチック[※]等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和 12（2030）年までにワンウェイプラスチック[※]を累積 25%排出抑制することが盛り込まれています。

東京都は、これまで埋立処分量削減のためリサイクルに適さない廃プラスチックのサーマルリサイクル[※]を推進してきました。しかし地球環境が危機的状況にある今、CO₂ 排出実質ゼロによる脱炭素を目指していかなければならないという認識のもと、サーマルリサイクル[※]に頼るのではなく、廃プラスチックのリデュース・リユースを最優先とし、マテリアル（材料）リサイクル、水平リサイクル[※]へ転換する必要性を「プラスチック削減プログラム」（令和元（2019）年 12 月）の中で示しています。

区でも家庭の可燃ごみの中に製品プラスチックが含まれていることから、令和 4 年 3 月から実施している廃プラスチックのモデル回収事業[※]の結果を検証するとともに廃プラスチックの資源化拡大への取り組みを進める必要があります。

・高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、区では年々高齢者人口が増加しており、高齢者割合は20%を超え、高齢者の単身世帯も年々増加傾向で推移しています。高齢者の割合は今後も増加することが見込まれており、令和27(2045)年には26%（「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)）となることが予測されています。そのようなことから、高齢者等、ごみ・資源を集積所に出すことが難しい区民への支援を充実させる必要があります。

・外国の方や転入者等への対応

言葉の壁や文化の違いによりごみの分別方法を理解することが難しい外国の方や、分別方法が異なる区外からの転入者の方への周知・啓発に一層丁寧に取り組む必要があります。加えて、ごみ排出原単位等実態調査※からみて排出量が多い集合住宅や単身世帯の数も近年増加しており、実態に即した施策を検討していく必要があります。

・緊急時の対応

今後発生が予測されている首都直下型地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、引き続きごみを迅速かつ適正に処理する体制を確保する必要があります。

・清掃・リサイクル事業の適正な運営

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成29(2017)年度以降、資源回収品目を増やす等の取り組みもあり、増加傾向にあります。今後も費用対効果を考慮し、AI等のIT技術を活用した収集業務の作業効率化を検討していく必要があります。

また、リチウムイオン電池※等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も進めていく必要があります。